

就学援助の拡充について

1 概要

子どもの教育を取り巻く社会状況の変化により就学する学校が多様化し、本市から多くの児童生徒が市外小中学校へ通学しています。それら市外小中学校へ通学する児童生徒に対しても、市内小中学校へ通学する児童生徒と同様に援助を行うこととします。

また、就学援助世帯で、食物アレルギー等の事情により学校給食の提供を受けることができず、弁当を持参している児童生徒に対しても相当額を支給します。

2 対象者の拡充

加古川市立小中学校（義務教育学校含む）に在籍する児童生徒に加え、加古川市在住で、市外の小中学校へ通う児童生徒を対象者に加えます。

3 援助費目の拡充

現在ある援助費目（学用品費・通学用品費、校外活動費、新入学学用品費、修学旅行費、卒業アルバム代等、学校給食費、医療費）に次の内容を加えます。

費 目 通学費（費目新設）

内 容 最も経済的な通常の経路で公共交通機関により通学する場合に、
住所地から在籍校までの通学定期代を支給（限度額：月 1 万円）

費 目 学校給食費（内容追加）

内 容 食物アレルギー等の事情で、給食の提供を受けることができず、その
代替として学校に弁当を持参している児童生徒に対し、学校給食の主
食・副食相当額を支給

4 施行時期

令和 6 年 4 月 1 日